

世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業について

保育施設等を運営する事業者に対して、保育士等の宿舍の借上げ経費を支援することにより、保育士等が働きやすい環境を整備し、人材確保及び離職防止に寄与します。

【支援対象】

区内で保育施設等(*1)を運営する事業者が、常勤の保育士等(*2)を、運営事業者が借上げた宿舍に入居させる場合、宿舍借上げに係る経費を支援します。

*1 対象となる区内の保育施設等は次のとおり

- ア) 私立認可保育園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、一時保育専用施設
- イ) 病児・病後児保育施設 ウ) 認証保育所 工) 保育室、保育ママ

*2 対象となるのは以下の条件を満たす施設長、保育士、保育補助者、栄養士、調理員、保健師又は看護師

- ①常勤職員として保育施設等において保育の業務に従事していること
(常勤職員以外の方でも、勤務時間が当該保育施設等の就業規則で定められている常勤職員が勤務すべき時間数(月120時間以上に限る。)に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に勤務している方は、常勤職員とみなします。)
- ②当該保育施設等を経営する法人の役員等でないこと
- ③平成27年3月以降に、運営事業者が借上げた宿舍に居住していること
- ④雇用主の宿舍を正当な理由なく転居したことがないこと
- ⑤本人及び同居者が住宅手当等の支給を受けていないこと
- ⑥区が開講する保育の質の向上に関する研修を受講できること

【補助金額】 補助対象経費(上限82,000円)の7/8(上限71,750円)
(1/8は運営事業者の負担になります)

【対象となる経費】

賃借料、共益費(管理費)、礼金、更新料など。敷金、仲介手数料、保証金など預かり金的な性格を有するものや手数料に相当するものは対象外です。

※運営事業者によって実施内容が異なるため、詳細は各事業者にご確認ください。

担当：世田谷区子ども・若者部

保育施設等*1ア) 保育課教育・保育給付担当	TEL：03-5432-2966
イ) 保育課保育計画・再整備担当	TEL：03-5432-2325
ウ) 保育認定・調整課認可外保育施設担当	TEL：03-5432-2324
工) 保育認定・調整課認可外保育施設担当	TEL：03-5432-2572